

四日市市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月4日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第3号

四日市市消防団規則の一部を改正する規則

四日市市消防団規則（昭和41年四日市市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命又は解任)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 団長は、第4条の規定にかかわらず、階級の配置に不足が生じている場合には、消防団本部付きとして消防団員を任命することができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定による任命に関する事項及び同項の規定により任命された消防団員の配置に関する事項は、消防団本部で協議し、決定するものとする。</u></p>	<p>(任命又は解任)</p> <p>第6条 (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(消防本部消防救急課)